

四日市市告示第211号

農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

農業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

農業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和37年四日市市告示第34号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利子補給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の利子補給金交付対象の資金の種類、<u>利子補給率の上限及び利子補給期間は別表による。</u></p> <p>(利子補給金の額)</p> <p>第4条 <u>融資機関に交付する利子補給金の交付額は、毎年1月1日から6月30日まで（以下「前期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「後期」という。）の期間における融資平均残高(計算期間中の毎日の最高融資残高(延滞金を除く。)の総和を365で除して得た金額をいう。)に対し、利子補給率の割合で計算した額とする。</u></p> <p><u>2 (略)</u></p>	<p>(利子補給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の利子補給金交付対象の資金の種類<u>及び利子補給率・利子補給期間は別表による。</u></p> <p>(利子補給金の額)</p> <p>第4条 利子補給金の交付額は毎年1月1日から6月30日まで（以下「前期」という。）及び7月1日から12月31日まで（以下「後期」という。）の期間における<u>融資額につき別表の利子補給率で計算した額とする。</u></p> <p><u>2 前項の利子補給率について市長が特に必要と認めたときは増率することができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>

改正後

別表

利子補給金交付金対象資金「三重県農業経営近代化資金融通措置要綱」第3の3に掲げる資金の種類のうち次のとおりとする。

資金の種類	利子補給率の <u>上限</u>	利子補給期間
(略)		
8 中核農業者育成資金	県利子補給率の3 / 4	最終約定償還日（最長15年）
(略)		

※上表で算出した利子補給率の上限については、小数第2位以下を切り捨てとする。

改正前

別表

利子補給金交付金対象資金「三重県農業経営近代化資金融通措置要綱」第3の3に掲げる資金及び「四日市市農林水産関係補助金等交付要綱」に掲げる資金の種類のうち次のとおりとする。

資金の種類	利子補給率 <u>(%)</u>	利子補給期間
(略)		
8 中核農業者育成資金	県利子補給率の3 / 4 <u>以内</u>	最終約定償還日（最長15年）
(略)		
<u>10 農業施設用地等取得資金</u> 利子補給金	<u>1.0%以内</u>	<u>最終約定償還日（最長20年）</u>

※ただし、利子補給率については、小数第2位以下を切り捨てとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(商工農水部農水振興課)